

組合だより

第133号
5月28日
2010年

発行所 岡山大学職員組合

〒700-8530 岡山市北区津島中2-1-1

電話 086-252-1111 (代)
(内線) 7168

直通・FAX 086-252-4148

岡山大学職員組合ホームページ <http://hb4.seikyoku.ne.jp/home/ODUnion/> メールアドレス ODUnion@mb4.seikyoku.ne.jp

岡山大学職員組合へようこそ！

医学部単組 新組合員20名が加入！



病院看護部各位、看護部自治会のみなさまのご理解とご協力により、さる、4月9日18時より看護部自治会オリエンテーションの冒頭で医学部職員組合の紹介を行わせていただきました。貴重な時間を頂きましたことに心より感謝いたします。また、岡山大学職員組合の山川委員長にも新学期のお忙しい中参加頂き、心のこもった歓迎および紹介の挨拶を行って頂きました。

今回、挨拶は交替で行い、「新たに一員となられた若いみなさんにこれからの岡山大学病院の将来が懸かっている」、「誰かがやってくれるのではなく主体となろう」、「そのためには組合に入ることがみんなのための大きな力になります」と語りかけました。加入申込書とその場で回収し、20名もの申込みを頂きました。「素敵な話をありがとうございました。」との感想も頂き、職員組合について多少なりとも知ってもらえたのではと思います。今後も、このような活動を通して組合の拡大に努めて行かなければとの思いを新たにしているところです。(大杉)



学長懇談会を行いました

2010年4月23日(金)に学長との懇談会を行いました。今回は、日程の都合で、組合からは中富と松本先生(経済学部)の二人しか参加できませんでしたが、法人からは田中副学長も出席され、大学を取り巻く状況についてお話を伺ってきました。具体的なテーマは、文科省発表の各大学ランキングの意味すること、法人化の功罪についての各大学の学長・学部長アンケートの読み方、さらには学都構想や次期学長選考の方法についてなどです。



懇談会の詳しい内容は、特別号でお知らせします。お楽しみに！！(中富)

「給与改定方針について（学長裁定）」

の改訂を批判する（上）

「給与改定方針について」が改訂されました。平成22年1月28日付け学長裁定により「国立大学法人岡山大学における給与改定方針について」（以下、給与改定方針）が改訂されました。改訂は、「基本方針に関する確認事項」の「1. 給与の改定時期についても、国家公務員の給与改定に原則準拠することとする。ただし、不利益不遡及の原則から、職員に不利益変更となる内容の改訂を行う場合は、遡及を行わないものとする。」と「2. 不利益変更となる内容の改訂を行う場合は、可能な限り代償措置等を盛り込むものとする。」を削除するというものです。



「給与改定方針について」は職員を拘束しないこの「給与改定方針」はあくまで大学法人側の方針であり、法人と職員との労働契約としての就業規則に代わるものではなく、われわれ職員を拘束することはありません。従って、このような就業規則の改訂を伴わない大学側の方針の一方的な改訂について敢えて問題にする必要はないのかも知れませんが、しかし今回の改訂には、不利益不遡及の原則には縛られたくない、代償措置等は最小限にしたい、という大学側の意図が見え隠れしており、これを放置するならば「人事院勧告に準拠すれば不利益は遡及できる」とか「人事院勧告に準拠すれば代償措置等はしなくてもよい」という間違っただけの雰囲気や大学内に醸成しかねません。

「不利益不遡及」は契約の常識

そもそも「不利益不遡及」というのは契約の基本であり、合意によらず過去に遡って契約内容を変更するなどということはありません。就業規則及び給与規則は労働契約ですから、合意によらず経営者が一方的に労働者の不利益になるような変更を遡及して適用することは不可能です。ただし、公務員の場合はその労働条件は契約とは

見なされず法定主義によっているので、法律によって不利益を遡及するような労働条件の変更が行われることもありえます。しかし、国立大学法人に働く我々は公務員ではなく労働法制の下にあるので、労働契約としての就業規則の変更について「不利益不遡及の原則」は当然の法理であり、「給与改定方針」に書いてあろうがなかろうが守られなければならない原則です。言わずもがなの法理を「給与改定方針」で削除したからといって目くじらを立てることはないのかも知れませんが、わざわざ削除した大学側の意図が実質的な不利益の遡及を公務員に準じて人事院勧告通り実施したいという点にあるならば見過ごすことはできません。

勤勉手当で減額調整した国立大学は 一校もなかった

昨年的人事院は、12月の勤勉手当で4月～11月分の給与削減分を減額調整するという、不利益不遡及の原則とは内容的に相容れない勧告を行いました。先に述べたように、公務員に対しては不利益不遡及の原則は適用されませんから法的な問題は生じませんが、この勧告を公務員でない国立大学職員にそのまま適用するには問題があると考えられ、実際昨年の給与削減では人事院勧告通りボーナスの減額調整を実施した国立大学は一校もありませんでした（国立高専機構のみ減額調整を行いました。これは団体交渉の結果の合意によるものです）。

給与の削減そのものを阻止できず、代償措置も僅かな中で、ボーナスの減額調整を人事院勧告通りには実施させなかったことはせめてものことでした。ところが大学当局はそれでも不満なようで、今回の改訂を思い立ったもののように



ボーナスでの減額調整は「不利益不遡及」に抵触するか

まず、ボーナスでの減額調整が不利益の遡及に当たるかどうかですが、これについては微妙な問題があります。外形的には、将来に支給するボーナスの額を変更するだけで過去に支給した給与を返却させるわけではないので遡及には当たらないとの見解もあり得ます。しかし内容的に

は、ボーナス減額調整の根拠が過去の給与の減額であり、それを基に削減調整額が算定されているのですから実質的には遡及したものと解することもできます。外形と内容のどちらを重視するかは議論の分かれる所で、直ちに結論は出ないように思います。しかし、民間企業のように業績悪化によるボーナス削減ならともかく、人事院勧告のみを理由としたボーナス削減に対しては、内容を吟味した上で不利益の遡及に当たると判断されてしかるべきでしょう。



就業規則の不利益変更と労働契約法

百歩譲って、ボーナスでの減額調整が「不利益不遡及」とは抵触しないとしても、労働条件の「不利益変更」には違いありません。ここで問題は、ボーナスの減額調整が「労働契約」の内容に当たるかどうかです。労働契約の内容に当たるものであればその変更は労使双方の合意によるのが原則です。労働契約法第1条は「労働契約が合意により成立し、又は変更されるという合意の原則」を、第3条は「労働契約は、労働者及び使用者が対等の立場における合意に基づいて締結し、又は変更すべきものである」と詠っています。

「就業規則」は「労働契約」を统一的に設定したもので、「合意の原則」は就業規則にも引き継がれ、「使用者は、労働者と合意することなく、就業規則を変更することにより、労働者の不利益に労働契約の内容である労働条件を変更することはできない。(労働契約法第9条)」とされています。

ボーナスの減額は労働契約の不利益変更か否か



民間の多くの企業では、ボーナスの支給率は就業規則には記載されておらず年度毎に労使交渉によって決められるので、ボーナスが減っても労働契約の不利益変更とは見なされません。法人の場合も、就業規則に「公務員(人事院勧告)に準拠する」と記載されていれば、人事院勧告通りにボーナスを減額しても不利益変更とは見なされません。しかし、岡山大学の就業規則(給与規

則)は、ボーナスを構成する期末・勤勉手当の支給率について明示的に記載しています。従って、ボーナスの支給率を変更するためには給与規則を改訂しなければならず、減額の場合には「労働契約の不利益変更」に当たることになり、原則として労使の合意が必要です。(嘗て大学当局が給与規則を改訂し、「人事院勧告準拠」を記載しようとしたことがありましたが、組合と職員代表委員会の強い反対により撤回したことがありました。)

合意によらない就業規則の不利益変更



ここまですが原則ですが、労働契約法第9条は引き続いて、「ただし、次条の場合は、この限りではない」として、第10条に「(前略)就業規則の変更が、労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況その他の就業規則の変更に係わる事情に照らして合理的なものであるときは、労働契約の内容である労働条件は、当該変更後の就業規則に定める所によるものとする。」としています。これは例外的に合意によらず使用者が就業規則を変更し得る場合があることを認めるとともに、そのための要件を厳しく定めたものです。

問題は、人事院勧告通り公務員に準拠して、4月に遡って給与の削減を行ったものとしてその分だけボーナスを減額するという、実質的な不利益の遡及となる就業規則の改定が法に照らして合理的であるかどうかということですが、この点については次回に検討していきます。

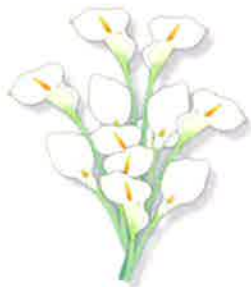
(文責 榎原精)

♪教職員の皆様、一緒に歌いませんか?♪



月にほぼ3回、通常は金曜日の午後6時から、岡山市立北公民館に集まって歌っています。金曜日の夜に声を出して歌い、一週間のストレスを疲れを吹き飛ばすのはいかがでしょう? 詳しくは(内線7168組合まで)

規約改正(案)をお知らせします。
ご意見をお寄せください。



提案理由

2004年大学法人化に伴い法人にふさわしい組合とするためにも、労働組合としての資格を認められるためにも規約の改正が必要であったが、今回その準備ができたこと。

改正案の趣旨

1. この間の組合改革のなかで見えてきた組合の課題を明記すること
2. 連合体としての性格を明らかにするとともに、大会と単組と執行委員会の関係を明確化すること
3. 組合員の権利を明文化すること
4. スト権についての規定を設けること
5. 執行委員会のもとに政策委員会を設け諮問機関とするとともに、そこに退職組合役員経験者等にも入ってもらい、経験を引き継ぐとともに人材の活用を図ること

国立大学法人岡山大学職員組合規約(案)

第1章 総則



(名称)

第1条 この組合は、岡山大学職員組合(以下、「本組合」という。)と称する。

(構成員)

第2条 本組合は、岡山大学各職員組合の連合体であり、次の職員組合によって構成される。法文経職員組合、教育学部職員組合、理学部職員組合、工学部職員組合、農学部職員組合、環境理工学部職員組合、医学部職員組合、附属学園職員組合(以下、各「単組」という。)である。

2 新たな単組の本組合への加盟は、大会で承認する。

(目的)

第3条 本組合は、人権・平和・民主主義を柱とする日本国憲法の精神を大切にしつつ、学問の自由および大学の自治を擁護すること、組合員の団結および相互扶助、社会との連帯により、組合員の経済的、社会的地位の向上を図ること、並びに大学教育および学術研究の発展に寄与し、大学の民主化を図ることを目的とする。



(事業)

第4条 本組合は、第3条に掲げる目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 組合員の利益を擁護し、大学の民主化を図るため団結して大学当局と交渉すること。
- 二 学問および思想の自由、教育・研究・医療の発展および大学の経営並びに大学政策に関し見解を表明すること。
- 三 組合員の待遇の改善および人権の擁護にすること。
- 四 組合員の福利、厚生および親睦に関すること。
- 五 組合員の教養、技能の向上および健康の増進に関すること。
- 六 機関誌を発行すること。
- 七 その他本組合の目的達成に必要な事項。

(事務所)

第5条 本組合は、事務所を岡山市北区津島中の国立大学法人岡山大学内に置く。

(加盟団体)

第6条 本組合は、全国大学高専教職員組合に加盟し、全国の大学人と連帯する。

(政治的中立)

第7条 本組合は、特定政党もしくは候補者の支持または選挙運動、選挙資金の提供を行わない。

第2章 組合員



(組合員資格)

第8条 本組合の組合員資格は、各単組において決定する。

2 何人も、いかなる場合においても、人種、信条、宗教、性別または社会的身分によって組合員たる資格を奪われない。

(組合への加入および脱退)

第9条 各単組の規約の定めるところに従い、各単組への加入または脱退を認められた組合員は、当然に本組合への加入または脱退を行ったものとして取り扱う。

(組合員の権利)

第10条 組合員は、平等に次の権利をもつ。

- 一 代議員および執行委員を選挙し、または選挙されて代議員および執行委員に就任する権利
- 二 選挙されて役員に就任する権利
- 三 大会、執行委員会および選挙管理委員会等に自由に意見を表明する権利
- 四 この規約に基づき、組合員の直接投票に委ねられた事項について投票する権利
- 五 会計書類を閲覧し、会計監査の公表を求める権利
- 六 組合の管理する各種施設を利用し、各種活動に参加する権利
- 七 懲戒処分に対して弁明する権利

(処分)

第11条 大会は、議決により、組合の統制を乱し、または組合の名誉を汚した本組合の組合員の権利を停止することができる。

第3章 役員

(役員)

第12条 本組合に次の役員を置く。執行委員長1名、副執行委員長数名、書記長1名(以上の執行委員を三役という)、その他執行委員数名、監査委員2名、選挙管理委員2名。

2 執行委員長は、この組合を代表し、組合の業務を統轄する。

3 副執行委員長は、執行委員長を補佐し、執行委員会の業務を分掌する。副執行委員長は、執行委員長に事故あるときはその職務を代行する。

4 書記長は、執行委員長を補佐し、組合の一般事務を処理する。

5 執行委員は、執行委員会の業務を分掌する。

6 監査委員は、組合の財産および会計を監査し、不正を発見した時はこれを大会に報告する。

7 選挙管理委員は、選挙管理委員会を組織し、選挙管理事務に従事する。



(役員選挙)

第13条 上記役員は、すべての代議員が平等に参加する機会を有する大会において、直接秘密投票による多数決により、第2条に規定する単組の組合員の中から選出する。

(役員任期等)

第14条 役員任期は、1年とし、定期大会において就任する。ただし、再選を妨げない。役員に欠員を生じたときは、速やかに補充する。補充された役員任期は、前任者の残存期間とする。

第4章 組織及び機関

(機関)

第15条 本組合に次の機関を置く。

大会、執行委員会、三役会議、選挙管理委員会

(大会)

第16条 大会は、組合の最高議決機関であって、各単組からの代議員で組織する。

2 代議員は、各単組において、単組毎に組合員

10名につき1名の割合で、組合員の直接秘密投票により、執行委員以外の組合員の中から多数決により選出される。

3 定期大会は、6月に執行委員長が招集する。

4 次の場合、執行委員長は、臨時大会を招集しなければならない。

- 一 全代議員3分の1以上の請求があったとき。
- 二 執行委員会が必要と認めたとき。



(大会の権限)

第17条 大会に付議すべき事項は次のとおりとする。

- 一 組合規約の制定および改正
- 二 運動方針の決定と経過報告の承認
- 三 予算の決定および決算の承認
- 四 役員を選出および解任
- 五 争議行為の開始およびその終結の提案
- 六 闘争資金の積み立て
- 七 組合員の表彰および組合員に対する処分
- 八 上部組織への加盟および脱退
- 九 組合の統合および解散
- 十 その他重要な事項



(定足数と議決)

第18条 大会は、代議員の過半数以上の出席(委任状を含む。)がなければ成立しない。

- 2 議長は、出席代議員の互選により選出する。
- 3 議決は、議長を除く出席代議員の多数決による。可否同数の場合は、議長が決する。但し前条一、四、五その他これに準ずる重要な行為を議決する場合は全代議員が平等に参加する機会における直接秘密の投票を行い、その過半数の賛成がなければならない。

(執行委員会)

第19条 執行委員会は、三役、およびその他の執行委員で組織する。これら執行委員は、全組合員のために活動する。執行委員会は、大会の議決の具体化について、大会に対して責任を負う。

- 2 執行委員会は、毎月1回執行委員長が招集する。ただし、委員長は、必要と認めるときは臨

時に招集することができ、執行委員の3分の1以上が付議事項を示して要求したときは臨時に招集しなければならない。

(執行委員会の審議事項)

第20条 執行委員会は、三役会議の提案に基づき、次の事項を審議決定する。

- 一 組合規約の改正案
 - 二 組合経費に関する決算、予算案
 - 三 組合運動方針の具体案
 - 四 労働協約の締結及び改正
 - 五 この規約により執行委員会の権限に属する事項および大会の議決により委任された事項
- 2 執行委員長は、執行委員会の議長となる。
- 3 執行委員会の議決は、議長を除く執行委員の多数決による。可否同数の場合は議長が決する。

(三役会議)

第21条 三役会議は、執行委員長、副執行委員長および書記長で組織する。

- 2 三役会議は、大会および執行委員会の決定に基づいて事業を執行し、執行委員会に必要な提案を行う。第20条に規定された事項のほか、重要な事項は、執行委員会での審議承認を必要とする。



(選挙管理委員会)

第22条 選挙管理委員会は、執行委員長、副執行委員長、執行委員、書記長、監査委員および次期選挙管理委員の選挙を管理し、次の業務を行う。

- 一 選挙の公示
- 二 投票および開票の管理および立会人の指示
- 三 投票の有効、無効の判定および当選の発表
- 四 その他選挙管理に必要な事項

(政策委員会)

第23条 執行委員会の下に政策委員会を置く。政策委員会は、執行委員会の諮問に応じ、助言を行う。政策委員会は、執行委員会が委嘱した者で組織する。

第5章 会計



(経費)

- 第24条 本組合の経費は、組合費、寄付金およびその他の収入をもってあてる。
- 2 本組合の予算および会計経理について必要な手続きは、別に細則で定める。
 - 3 組合費は、毎年大会において定める。
 - 4 寄付金の授受は、執行委員会の承認を要する。

(会計年度)

- 第25条 本組合の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
- 2 執行委員会は、定期大会で必ず決算報告を行わなければならない。この決算報告には、現在の資産状況、前年度の収入および支出、および主要な寄付者の氏名並びに監査委員による正確であることの証明を含まなければならない。

第6章 同盟罷業権

(同盟罷業権の行使)

- 第26条 同盟罷業権の行使は、組合員の直接無記名投票の過半数の賛成により決定する。



付則

- 1 執行委員が欠員となったときの補充は、出身単組からの推薦に基づき、執行委員会で承認する。
- 2 役員が欠員となった場合は、執行委員より互選し、その欠員となった執行委員は前条の内規に準じ、補充する。
- 3 単組が結成されていない職場の職員が本組合に加入しようとするときは、その職員は、当該職場に組合が結成されるまでの間、本組合に直接加入することができる。直接加入組合員は、第13条の規約にかかわらず、執行委員会の推薦に基づき大会の承認によって役員または執行委員になることができる。
- 4 本規約は、2010年7月1日より施行する。

内規：

- 1 執行委員の定数は当分次の通りとする。

法文経職員組合	2名
教育職員組合	2名
理学部職員組合	2名
農学部職員組合	2名
工学部職員組合	1名
環境理工学部職員組合	1名
附属学園職員組合	2名
医学部職員組合	2名
- 2 本組合の事務所は、岡山市北区津島中二丁目一般教育棟A棟1階に置く。

助け合いから
生まれた

教職員共済生協

教職員のみなさんの生活をサポートさせていただきます。

トータルライフサポート
総合共済

月額800円の掛金で10種類の共済金
(火災、住宅災害、災害見舞、死亡、後遺障害、入院・休業、傷害、介護、個人賠償、退職)。

(注)損害保険ジャパンの「傷害総合保険」をセットしています。

- ・初めて共済をご利用になる際は出資金100円を払込み(加入時1回のみ)、教職員共済生協の組合員となる必要があります。

<お問い合わせ先>

教職員共済生活協同組合 大学事業所 (〒101-0051
東京都千代田区神田神保町2-14 朝日神保町7'9' 502)
TEL: 0120-628-095 (平日 9:00~17:30)



5月1日(土)第81回岡山県中央メーデーが、岡山市の旭川河川敷で開かれました。参加者は30団体の約800人でした。社会の安定と働くルールの確立を目指す宣言を採択し、市内をデモ行進しました。わが岡山大学職員組合からも、のぼりを持ち参加しました。



～あなたも組合の仲間になりませんか？～
 あなたの声を大学運営に、反映させてみませんか？
 みなさまの組合加入をこころよりお待ちしております



編集後記

先日、授業やら会議やらで、疲れて家に帰ってテレビを付けると、映画『おくりびと』を放送していた。納棺師の本木雅弘さんの姿を見ているうちに、数年前に父が亡くなったときの納棺師の姿を、ふと思い出していた。お笑いの「ルイ山田53世」の召使いの「ひぐち君」によく似た人で、ちょっと頼りない感じの人であったが、誠実に一生懸命納棺の儀を執り行ってくれたのを覚えている。親類の人から、葬儀の時にはマイクロバスや霊柩車の運転手に心づけを渡すように言われ、納棺師の方にもほんの少し心づけを渡そうとしたが、決してそれを受け取ろうとせず、ただ故人の冥福のみを祈って儀式をしてくれた。

はにかみやの私は、初めて喪主として葬儀を取り仕切っていたということもあり、棺桶に納まった父へも納棺師の方へも、通り一遍の感謝しかできなかったが、『おくりびと』のおかげで父が亡くなったときのことをもう一度整理して思い出すことができた。そして、勝手なことばかりしてきた私を黙って見守ってくれていた父への感謝、その父を心を込めて棺桶に納めてくれた納棺師への感謝の気持ちが、画面を見ている私の身体の中なかでひとつの大きな渦のようになっていった。

無料法律相談『ユニオン』を
 ご利用ください



セクハラ、アカハラなどの労働環境問題、あるいは個人的な問題でも結構です。内定取り消しの相談にも応じています。プライバシーを厳守するために、組合執行部とは別組織である人権部が相談を受け付けています。法的な相談をしたい組合員のために顧問弁護士を置き、希望者には、最初の弁護士相談を無料で受けられる「ユニオン」を設けています。

法律相談は、随時、弁護士事務所で行います。相談を希望される方は、人権部までお申し込みください。

連絡先:竹内真理 法学部准教授 内線7472
 :中富公一 法学部教授 内線7510

2010年度

岡山大学職員組合定期大会のお知らせ

日時：6月30日(水)18時～

場所：理学部会議室



岡山大学職員組合 加入申込書 (組合事務所宛に提出してください)

岡山大学職員組合に加入します。同時に組合費の口座引き落としに同意します。

氏名: _____ 印 _____ 性別: 男・女 所属: _____

(自筆の場合は押印は不要です)

連絡先(内線・Eメールなど) _____ 一言要求をどうぞ _____

